

# 暮らしを支える税

11月11日(水)から17日(火)は、「税を考える週間」です。税金には、国税・県税・市税があり、多くの公共サービスを支えています。市では、市民が健康で安全な暮らしができるよう、道路・下水道・公園の整備、教育や福祉の充実、消防・災害対策などに努めています。今回、その重要な財源となっている市税などについて紹介します。

## ① 市民税

個人の市民税は、毎年1月1日現在で、本市に住所を有する方に対し、県民税と合わせて課税されます。

**＊県民税と市民税を合わせたものを個人住民税といっています。**

市民税を課税される方や、国民健康保険(以下「国保」)に加入している方は法によって所得などの申告が義務付けられています。(ただし、給与所得のみで、会社などから給与支払報告書が提出される方は除きます)

市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国保税を計算します。申告書などの提出がない場合、各種の所得控除や国保税の軽減措置が受けられないことがあります。また、児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書の交付も受けられなくなります。

これらの手続きに所得証明書が必要とされる方は、市民税が課税されなくても毎年必ず、所得の申告をする必要があります。



＊障害のある方は、障害者控除が受けられます。(必要な書類・障害者手帳など、障害の程度を証明できるもの)  
＊介護認定を受けている方で、かつ障害者手帳を受けていない方は、障害者控除対象者認定書(該当される方には担当課より文書で通知)で控除が受けられます。

## ●均等割税率の改正(特例)

平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算され(合計で1000円)、個人住民税は年額5500円となります。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、公共施設の耐震化など、緊急防災・減災事業を推進する財源を確保するための措置です。

## ●特別徴収のお願い(事業主の皆さまへ)

県内の全市町村において、今年度から個人住民税特別徴収の対象となる事業者を、一斉に指定しています。対象となる事業主の方には、毎年5月に通知しますので、協力をお願いします。

**＊特別徴収とは、従業員の個人住民税を給与から天引きし、本人に代わって市町村へ納付していただく制度のことです。**

## ●寄附金税額控除

従来、共同募金会、日本赤十字社、都道府県または市区町村に加え、県内に主たる事務所を有する公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人なども適用の対象となります。これらの団体へ寄附

を行った方は、寄附先の領収書などを添付して申告されると、2000円を超える部分について、一定限度まで税額控除が受けられます。

## ② 固定資産税

毎年1月1日現在で、所有財産の資産価値に応じ、課税されます。

## ●各種届け出のお願い

- 次のような場合は、必ず届け出または申告をしてください。
- ① 建物を新築したとき、または取り壊したとき
  - ② 増築や一部滅失など、建物の床面積が変わったとき
  - ③ 未登記建物の名義を変更するとき
  - ④ 土地の利用状況を変更したとき
  - ⑤ 災害で建物や土地に被害を受けたとき
  - ⑥ 所有者や納税代表者または納税管理人が死亡したとき
  - ⑦ 市外の所有者が転居したとき

## ●住宅用地における固定資産税

負担水準	課税標準額
100% 以上	平成27年度評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3)
100% 未満	平成26年度課税標準額+(平成27年度評価額×住宅用地特例率(1/6または1/3)×5%)

＊住宅用地とは、1月1日現在において住宅が建っている土地のことです。  
＊負担水準とは、評価額(本来の課税標準額)に対し、前年度の課税標準額がどの程度の割合であるかを示したものです。

## 【市税の種類】

普通税	市民税①	個人	前年中の所得に対して個人が納める税金
		法人	事業年度の所得に対して法人が納める税金
	固定資産税②	土地・家屋・償却資産の所有者が納める税金	
	軽自動車税③	バイク・軽自動車などの所有者もしくは使用者が納める税金	
目的税	国民健康保険税④	国民健康保険の被保険者が属する世帯主が納める税金	

＊普通税:納めた税金の使い道を特定せず、一般経費に充てることができる税金  
＊目的税:使い道が特定されている税金

## ●償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1回申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに郵送します。届かない場合は、問い合わせください。

なお、申告期限は、平成28年2月1日です。

## ③ 軽自動車税



毎年、4月1日現在で、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・小型二輪に対して課税されます。

なお、来年度から、軽自動車の税率が改正されます。(例えば、軽四輪乗用7200円↓10800円、原付50cc1000円↓2000円など)  
＊詳細は、市ホームページで確認してください。

## ●早めの名義変更・廃車の手続きを

軽自動車などを他人に譲ったり、使わなくなったたり、買替えをした場合は、変更または廃車の手続きが必要で、放置しておく、毎年課税されまです、注意してください。

## ●廃車などの手続

- ▼125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車⇨本庁税務課または各支所地域振興課
  - ▼125ccを超える二輪車および軽自動車⇨県軽自動車協会
- ☎099(261)4011

## ④ 国民健康保険(国保)税



### ●あなたの共済制度

国保事業は、加入者みんなで税を負担して、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助制度です。

### ●保険の加入・脱退は早めに手続きを

仕事や転入などの関係で、国保への加入、あるいは脱退の必要が生じた場合は、**14日以内**に本庁市民課または各支所地域振興課へ届け出てください。

国保税は、届け出の日から課税されるわけではなく、社会保険などの資格が失われた日、あるいは転入した日からとなります。届け出が遅れると、同税をまとめて納める必要が生じますので、注意してください。

## 大切な納税



### ●市税を滞納すると...

納期限までに納税がない場合には、督促状を送付し、それでも納付がない場合は、催告書や電話などにより、納税の催告をします。滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めなければなりません。また、期日までに納付した方との公平性を保つため、財産(不動産・生命保険・預貯金・給与・年金など)の差し押さえ、取り立て、公売などを行い、市税に充てることとなります。こうした一連の手続きを滞納処分と呼んでいます。

## ●納期限内に納付を!

市税を滞納することは、納税者、本市ともに不利益となります。納付された貴重な税収を有効に活用するためにも、納期限内の納付をお願いします。

＊市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国保税は、コンビニでも納付できます。

### ●納税は口座振替(口座引き落とし)で納税を口座振替にすると...

- ・安心(納期を忘れても安心)
- ・安全(現金の取り扱いがなく、安全)
- ・便利(忙しい方には、特に便利)

です。口座振替は金融機関の窓口で受け付けています。手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印を持参ください。(手続き簡単・無料)  
＊市税の口座振替については、毎回必ず通帳を確認してください。

### ●納税に関する相談は

本庁2階収納課または各支所地域振興課では、随時、各市税の納付相談を受け付けています。

## 窓口でのサービスなど

### ●証明書の発行

住基カードなどをお持ちの方は、全国のコンビニ(二)利用出来ない店舗もありますので、事前に確認ください)で、最新の年度およびその前年度の所得課税証明書を取得できます。



証明書の種類	手数料
・所得課税証明書 ・所得証明書 ・課税証明書(市県民税) ・納税証明書 ・土地証明書 ・営業証明書	200円
・軽自動車税の納税証明書(車検用) ・国保税の納税証明書(申告用)	無料

＊印鑑(スタンプ印は不可。以下同じ)が必要です。  
＊代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の印鑑と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

## ●昼休み窓口業務

12時から13時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

### 【問合先】

- ▼市民税・国保税⇨税務課市民税グループ(内線2231)
- ▼固定資産税⇨税務課土地グループ(内線2241)・家屋グループ(内線2251)
- ▼軽自動車税⇨税務課税制グループ(内線2221)
- ▼税の収納関係⇨本庁収納課(内線2421・2431)
- ▼支所管内における税⇨各支所地域振興課地域振興グループ